

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する認定について

平成 27 年 7 月に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」が公布されました。本法では、誘導措置として、「建築物エネルギー消費性能向上計画認定」及び「建築物の消費性能に係る認定」が創設され、平成 28 年 4 月より施行されました。

1. 認定制度の概要

● 建築物エネルギー消費性能向上計画認定（性能向上計画認定）【法第 29 条関係】

省エネ性能の向上に資する全ての建築物の新築又は増築、改築、修繕、模様替え若しくは建築物への空気調和設備等の設置・改修を対象とし、その計画が一定の誘導基準に適合している場合、その計画の認定を建設地の所管行政庁により受けることができます。

性能向上計画認定を取得すると、容積率特例（省エネ性能向上のための設備について、通常の建築物の床面積を超える部分を不算入（上限 10%））などのメリットを受けることができます。

● 建築物のエネルギー消費性能に係る認定（基準適合認定）【法第 36 条関係】

既存建築物については省エネ基準に適合していることの認定を建設地の所管行政庁により受けることができます。

認定を受けると、対象となる建築物の広告や契約書などに、法で定める基準適合認定表示（e マーク）を付することができるようになります。

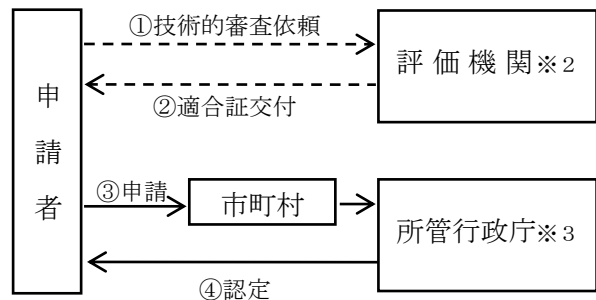
2. 認定基準・認定単位

				性能向上計画認定	基準適合認定
認定基準 ※1	非住宅	外皮	PAL*	$\frac{\text{設計値}}{\text{基準値}} \leq 1.0$	適用除外
		一次エネルギー消費量		$\frac{\text{設計値 (OA 機器等除く)}}{\text{基準値 (OA 機器等除く)}} \leq 0.8$	$\frac{\text{設計値 (OA 機器等除く)}}{\text{基準値 (OA 機器等除く)}} \leq 1.0$
	住宅	外皮	UA 値	設計値 ≤ 基準値	設計値 ≤ 基準値
			η AC 値	設計値 ≤ 基準値	設計値 ≤ 基準値
	住宅		一次エネルギー消費量	$\frac{\text{設計値 (家電等除く)}}{\text{基準値 (家電等除く)}} \leq 0.9$	$\frac{\text{設計値 (家電等除く)}}{\text{基準値 (家電等除く)}} \leq 1.0$
	認定単位				建築物全体、住戸の部分、非住宅部分

※1 性能向上計画認定にあつては、その他、基本方針に照らして適切であること、資金計画が適切なものであること

3. 認定申請手続

富山県では登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査等を活用しています。適合証等を添付した場合、所管行政庁における審査時間が短縮され、認定手数料が減額されます。性能向上計画認定は、建築物の新築等の工事に着手する前に申請をしてください。基準適合認定は、現に存する建築物について申請が可能です。新築等の場合は工事完了後に申請ができます。



※2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関

※3 富山県内においては、富山県、富山市、高岡市

4. 申請手数料

建築物の用途、規模、計算方法ごとに手数料を設定しています。

詳しい手数料については、富山県、富山市、高岡市の各々のホームページをご覧ください。

5. 計算支援プログラム

国立研究開発法人建築研究所ホームページ

- ◆ 住宅に関するプログラム及びプログラムの解説

<http://kenken.go.jp/becc/#House>

- ◆ 非住宅建築物に関するプログラム及びプログラムの解説

<http://kenken.go.jp/becc/#Building>

6. 申請書の提出先

建設地	申請窓口		相談窓口	
富山市	富山市 建築指導課	076-443-2107	同左	
高岡市	高岡市 建築指導課	0766-20-1429	同左	
射水市	射水市 建築住宅課	0766-52-7395	高岡土木センター 建築課	0766-26-8426
氷見市	氷見市 建設課	0766-74-8079		
小矢部市	小矢部市 都市計画課	0766-67-1760 (代)		
砺波市	砺波市 都市整備課	0763-33-1447	砺波土木センター 建築課	0763-22-6271
南砺市	南砺市 都市計画課	0763-23-2022		
魚津市	魚津市 都市計画課	0765-23-1031	新川土木センター 建築課	0765-22-9117
滑川市	滑川市 空家等居住対策課	076-475-2111 (代)		
黒部市	黒部市 都市計画課	0765-54-2111 (代)		
入善町	入善町 住まい・まちづくり課	0765-72-1100 (代)		
朝日町	朝日町 建設課	0765-83-1100 (代)		
舟橋村	舟橋村 生活環境課	076-464-1121 (代)	富山土木センター 建築課	076-444-4449
上市町	上市町 建設課	076-472-1111 (代)		
立山町	立山町 建設課	076-462-9975		

◎詳細については、富山県建築住宅課のホームページをご覧ください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/index.html

このリーフレットの内容についてのお問い合わせは
富山県建築住宅課（076-444-3357）までお願いします。